

本の税制の将来像

税制の憲法的基礎

租税を課し、又は現行の租税を変更するに ふ」と定め、さらに、84条において、新たに 律の定めるところにより、納税の義務を負 律主義の根拠となっている。 必要とする」と規定し、この両規定が租税法 は、法律又は法律の定める条件によることを 日本国憲法は、30条において「国民は、 また、地方分権的租税国家において、住民

る租税制度 (税制)を立法してもよいのかと あるから、92条以下の地方自治に関する規定 の福祉に直接責任を持つのは地方公共団体で いえば決してそうではない。 租税立法が、憲 モ租税立法の規範となる。 それでは、税法によりさえすれば、いかな

法の他の条項に違反している場合は、その租

法は現在のところ存在しない。 関連で違憲と考えられる租税立法はあるが、 他の憲法条項が税制とは全く無関係であると ずることとしたい。この場合、人権に関する 拠りどころとして、税制の将来像について論 するのは、憲法4条 (法の下の平等)、同25条 税立法は、理論的には違憲無効になる。 いうわけではないことを予めお断りしておき を規制する憲法上の規定として前記2箇条を 憲法の他の条項に直接違反するような租税立 る。とりあえず、本稿においては、租税立法 (生存権) などの人権に関する諸条項であ わば手続面での制約であり、その実体を規制 い。私の知るかぎりでは、14条、25条との 租税法律主義の前記規定は、租税立法のい

課税最低限と生存権

どの基本的人的諸控除によって決定される。 ならない。課税最低限は、個人所得課税では 保障する憲法25条を侵害するものであっては 給与所得控除は、必要経費の概算控除および 主として基礎控除、配偶者控除、扶養控除な 個人所得課税は、自由権としての生存権を

> 勤労性控除などの性格を持つものであるから することも誤りである。 ている異常円高の為替相場によって国際比較 課税最低限を構成しない。人為的に維持され

進に努めなければならない」と国の責務を定 めていることを考えるならなおさらである。 会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増 最低限度の生活」を保障しており、2項にお 低限度の生活だけではなく、健康で文化的な 規定からは説明できない。地方税は、地方公 異なるという現状も生存権の保障という憲法 いて、国は、すべての生活部面において、社 共団体の費用を共同で負担するものであるか また、所得税と個人住民税で課税最低限が 理論的根拠はない。 憲法25条は、単に最 応益原則によるべきだとする議論がある

めようとすることは本末転倒の議論として非 負担が重くなる逆進性の強い消費税増税に求 引き上げなどは、憲法の規定やそこから導き れている社会保障給付の削減、社会保険料の よう。加えて、その財源を、社会的弱者ほど 出される諸原則を著しく侵犯するものといえ 現在、財政難を理由として各分野で推進さ

平等原則と現行税制

原則として機能しなければならない。この原 面では負担能力に応じた税負担を求める応能 を辿って来たといわなければならない。 悪に次ぐ改悪により応能負担原則の崩壊の道 を前提として現行税制を検討するならば、改 に総合累進課税の徹底を要求する。 このこと 則は、憲法4条に直接由来するものであっ **ᄉ所得課税、財産課税、消費課税にも原則的** 憲法4条が保障する法の下の平等は、税制 理論的には、個人所得課税のみならず法

いては、総合累進課税の徹底によって応能原 の税制は、いわゆる「法人擬制説」課税に基 づく法人税制は別として、個人所得課税につ シャウプ税制によって確立された戦後日本

でしかない。それは、その主張とは逆に現在

おける法人税制が大企業の再編強化を促進す

て、その役割を評価したのは、シャウプ税制に

ノ税制について 法人税制は別として」と断っ

具献してきたことは明かである。本稿で、シャウ

則が曲りなりにも貫かれていたが、その後利

結果をもたらしかねない。

の体制自体を突き崩す原因を創り出すという

の機能をよりよく発揮する。 よって、税制と財政が全体として所得再分配 おいても社会保障に重点的に配分することに 刀に応じた負担を実現するとともに歳出面に より高い税率で課税することによって、担税

自由な競争に委ねるのが経済活性化への唯 のような要求には何ら理論的根拠はない。経 な見地から自由な競争を阻害し、経済の活性 の正しい道であるという主張につきる。 済活動への規制は最小限度にとどめ、民間の 化に逆行するので、税率のフラット化が望ま しいという意見が強く主張されているが、こ

めに生み出されたのが各種の社会保障制度を 的意義を持っていたが、高度に発達した資本 市民階級の要求である。封建制や絶対主義君 革」はこれまでに人類が多くの犠牲を払って 類の英知の結晶であって、それに反する「改 会的矛盾を拡大させ、その矛盾を調整するた 含む現代法の体系だからである。これこそ人 果として、独占的な大企業群と中小零細企業 興期の自由主義そのものであり、当時の新興 現在推進されている規制緩和、改革路線. まさにそのような基本理念に基づいてい

によって次々とその原則が破壊されて来た。 課税の機能を著しく減退させられた。 引き下げによって、個人所得課税では、 子・配当の分離課税、譲渡所得の分離課税等 人減税、個人所得課税の最高税率の度重なる 消費税導入とそれに先だって行なわれた法

応能負担原則は、高額の所得に対しては、

累進課税の強化については、新保守主義的

築き上げてきた歴史的な成果を破壊する愚行 ならびに生産手段を持たない労働者階級への か果たし得ない。なぜならば、自由競争の結 主義の今日の段階においては反動的な役割し る。これは、その名のとおり、資本主義の勃 社会の階級分化、貧富の格差の拡大などの社 主制に対する闘争のスローガンとしては進歩



葛飾 -

的はずれであるという批判もあるが、それ 的にどういう役割を果たしたのかを科学的に 議論である。なぜならば、法社会学的には、 分析することが求められているからである。 その税法が日本社会や日本経済に対して客観 は、シャウプ税制の客観的評価とは無関係の と法人所得課税制度を切り離して論ずるのは

の帰結として求められる。もちろんこの場合 ないものとしてしまう。 負担を求めることは適当ではない。 でも、その目的達成を許さないような高い税 それに見合った税制を組み立てることが当然 この点を混同することは税法学を科学たり得 以上のとおり、法人の実態に着目. した場合、 もともと

なければならない。

なかぎり一義的に決定されるべきである。 きである。また、課税所得の計算規定は可能 らすような特別措置も一般的に廃止されるべ また、大企業に傾斜的に負担の軽減をもた

個人所得課税と密接に結びつけられている。

法人税制は「法人擬制説」の理論を介して

しかし、個人株主はごく少数で、大企業の実

法人税制と租税原則

得を不当に優遇するものであり、平等原則違

益、利子・配当等を完全に分離する所得税の

また、金融資産から生ずる有価証券譲渡指

二元化の主張も、最も担税力のある資産性所

献金を集中することを明言している。 の提言に沿って活動する政治家に対して政治 いわゆる「奥田ビジョン」は、明らさまにそ 使している。たとえば、日本経団連の提言、 どを通じて組織的に国政に対して影響力を行 議論はいかなる意味においても通用しない。 者の集合体に過ぎず、その実体はないという 世界的規模で活動し、法人は株主ないし出資 おり、かつ、それがグローバル化によって全 の独占的企業体が、国民経済の根幹を握って の高度に発達した資本主義のもとでは一握り る前提そのものが存在しない。しかも、現在 体は「財団」であり、法人擬制説」が妥当す Oかも、大企業群は各種審議会や政治献金な も反する非民主的税制であることを意味する。 存権に対する侵害であると同時に平等原則に とは避けられない。このことは、消費税が、生 い者にも、消費支出に対して比例的に課税さ ものであるから、所得のない人にも所得の低 ての国民の消費支出に対して一律に課税する いてもふれてきたが、消費税の最大の問題点 消費税制 生存権や平等原則との関連で、消費税につ 収入や所得に対して逆進的負担になるこ 負担の逆進性にある。消費課税は、すべ

の義務化は転嫁をますます困難とする。 免税 点の引き下げや簡易課税制度の圧縮も中小零 細事業者の経営を一層圧迫する。 費税は企業税として機能する。 総額表示方式 ない中小零細企業の場合は自己負担となり消 で完全に転嫁することができるが、 さらに、大企業は、経済的に優位にあるの 転嫁でき

少なくとも租税の分野においては意義を持ち

このような現実によって、法人擬制説」は、

得ない。このような実態を踏まえるならば、

においても貫徹されなければならない。 応能原則が当然のことながら法人課税の分野

障する職業選択の自由さえ侵害する可能性が これらの結果は、消費税制が憲法22条が保

あるべき税制

て手厚く保護され、それが大企業の資本蓄積に

大法人は、これまで各種の特別措置によっ

の基本を歪めようとするものである。

ではない」旨発言しているが、これは税体系

政府税調石会長が「法人税はもはや基幹税

き税制の姿が浮き彫りになる。 てきたが、この批判を裏がえせば将来あるべ 以上、現行税制について批判的検 検討を加え

個人所得課税については、国税 地方税と

> ないよう措置すべきである。 活」を維持するのに必要な所得には課税され とによって、健康で文化的な最低限度の生 もに基本的人的諸控除を大幅に引き上げるこ

成された体系であるから、個人所得課税制度

る役割を果たしたと考えられるからである。 もっとも、シャウプ税制は、全体として完

洞化を阻止し、必要な税収のかなりの部分を 何よりも各種の分離課税を廃止して、すべか 税率の適用範囲額は、応能原則に沿って最高 離課税、いわゆる二元的所得税制は排除され らく総合累進課税に一本化すべきである。 回復することができる。特に、金融所得の分 税率を中心に見直されるべきである。また、 これらの措置によって、個人所得課税の空 また、不当に引き下げられた最高税率と各

は、国民の勤労意欲を損ねるものとなる。 拡大は行うべきでない。 勤労者のわずかな労 加える余裕がなかったが、少なくとも最高税 働の成果にまで相続税の負担を拡大すること 基礎控除の圧縮による相続税の課税ベースの 率は、引き下げ前の水準に戻すべきであり、 相続税、贈与税制については批判的検討を

資本主義は、利益の一部を出資者に配当する

という契約の上に成り立っているからである。

体ととらえ、これに対して軽度の累進課税を 導入する。 各種の特別措置を廃止して、法人 税を基幹税として位置づける。 法人を独立の租税客体ととらえることに伴

法人税制については、法人を独立の租税客

って、受取配当益金不算入や個人所得課税に

廃止するとともに応能負担原則に沿って旧物 品税的な個別間接税に改める。 おける配当控除は不必要となる。 現行消費税は、税率を段階的に引き下げ、

法人に対しても課税範囲が拡大される危険が あるからである。 したうえ廃止すべきである。 赤字の中小零細 法人事業税の外形標準課税は、実施を凍結

助金を削減し、バランスのとれた財政収支を 制は憲法に適合した民主的な体系となるもの 確保することが当面の緊急課題である。 事項があるが、基幹税となるべき個人所得税 る税源移譲が行なわれるならば、わが国の税 いての以上の改革とともに、地方自治を支え 制、法人所得税制、相続税制、消費税制につ に重点的に配分し、不要不急の公共投資や補 と思われる。 歳出面についても社会保障など 個別税制については、ほかにも検討すべき

北野弘久『税法学原論第五版』青林書院 湖東京至『消費税法の研究』信山社 渡辺洋三『現代法の構造』岩波書店 川島武宣『科学としての法律学』弘文堂 法学協会『注解日本国憲法』有斐閣